

➤ 以下の規定を改定します。

改定対象の規定
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 外貨普通預金規定、外貨貯蓄預金規定、外貨貯蓄預金継続預入プラン規定、外貨定期預金規定 ◇ 投資信託総合取引規定 ◇ 振替決済口座管理規定、地方債証券等振替決済口座管理規定

➤ 以下の外貨預金の照合表口専用規定を廃止し、改定後の上記各種規定に一本化します。

廃止対象の規定
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 外貨普通預金（照合表口）規定 ◇ 外貨貯蓄預金（照合表口）規定 ◇ 外貨貯蓄預金（照合表口）継続預入プラン規定 ◇ 外貨定期預金（照合表口）規定

➤ 「外貨普通預金規定」、「外貨貯蓄預金規定」の主な改定内容

改定前	改定後 (改定箇所の下線を引いています)
3. 取扱日 … (中略) 4. 預金口座への受入れ … (中略) 16. 規定変更 … (後略)	3.取扱日 … (中略) 4.口座開設時の取扱い (1) <u>この預金口座の開設は、当店に以下の預金口座を保有する預金者に限るものとします。</u> [1] <u>個人の場合、円貨の普通預金口座</u> [2] <u>法人の場合、円貨の普通預金口座または当座預金口座</u> (2) <u>個人の場合、手続上の事由または当行が個別に認める場合を除き、当店に届出済の共通印鑑をこの預金の取引に使用する印鑑とします。共通印鑑の届出がない場合は、当店に保有する円貨の普通預金口座(複数ある場合は当行所定の処理日時時点で最も残高が多い口座)の届出印を共通印鑑とし、この預金の取引に使用する印鑑とします。なお、円貨の普通預金口座が印鑑レス口座であった場合、この預金も印鑑レス口座となります。</u> (3) <u>通帳の取扱いは、以下の通りとします。</u> [1] <u>三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指定口座に登録し、「Eco通知(インターネット通知)」契約を締結します(通帳は発行</u>

	<p>しません)。</p> <p>[2] <u>[1]に該当しない場合、または当行が個別に認める場合は通帳を発行します。</u></p> <p>(4) <u>「外貨・非居住者円預金お取引照合表」を当行が個別に認め郵送でお受け取りの場合は、別に交付する「外貨預金取引明細帳」に綴じ込んで保管してください。</u></p> <p>5. <u>預金口座への受入れ</u> … (中略)</p> <p>17. <u>規定変更</u> … (後略)</p>
--	---

▶ 「外貨定期預金規定」の主な改定内容

改定前	改定後 (改定箇所を下線を引いています)
<p>< I. 自動継続扱いの場合 ></p> <p>4. 利息</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。指定口座は当店におけるこの預金と同一の外貨または円貨の普通預金口座または当座勘定口座としてください。指定口座の通貨種類が円貨の場合には、支払利息を当行所定の外国為替相場により換算し入金します。</p> <p>(2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。</p>	<p>< I. 自動継続扱いの場合 ></p> <p>4. 利息</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および約定利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率）によって計算し、<u>満期日に元金に組入れて継続します。</u></p> <p>(2) <u>三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、三菱UFJダイレクトにて利息を満期日に指定口座（利息受取口座）に入金する方法に変更することが可能です。当行本支店の窓口では、利息を満期日に指定口座（利息受取口座）に入金する方法を指定することはできません。</u></p>

<p>< II. 自動継続扱い以外の場合 ></p> <p>1. 預金の支払時期</p> <p>この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は通帳等に記載の満期日に自動的に解約し利息とともにあらかじめ指定された預金口座へ入金する取扱（以下「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p>	<p>< II. 自動継続扱い以外の場合 ></p> <p>1. 預金の支払時期</p> <p>(1) この預金は満期日に自動的に解約し利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下、元利金受取口座）へ入金する取扱い（以下「自動解約扱い」といいます。）をします。相続等の当行所定の一部の方法で取得をした預金については当行が個別に認める場合を除き、本取扱いとします。</p> <p>(2) 元利金受取口座は、この口座と同一取引店内にお持ちの以下のいずれかの口座を指定してください。</p> <p>[1] 同一通貨建ての外貨普通預金口座</p> <p>[2] 円貨普通預金口座</p> <p>[3] 円貨当座預金口座</p> <p>(3) 元利金受取口座の指定が無い場合、当行所定の方法で指定する事が出来るものとします。</p>
<p>< III. I・II 共通の規定 ></p> <p>4. 預金口座への受入れ</p> <p>…（中略）</p>	<p>< III. I・II 共通の規定 ></p> <p>4. 口座開設時の取扱い</p> <p>(1) この預金口座の開設は、当店に以下の預金口座を保有する預金者に限るものとします。</p> <p>[1] 個人の場合、円貨の普通預金口座</p> <p>[2] 法人の場合、円貨の普通預金口座または当座預金口座</p> <p>(2) 個人の場合、手続上の事由または当行が個別に認める場合を除き、当店に届出済の共通印鑑をこの預金の取引に使用する印鑑とします。共通印鑑の届出がない場合は、当店に保有する円貨の普通預金口座（複数ある場合は当行所定の処理日時時点で最も残高が多い口座）の届出印を共通印鑑とし、この預金の取引に使用する印鑑とします。なお、円貨の普通預金口座が印鑑レス口座であった場合、この預金も印鑑レス口座となります。</p> <p>(3) 通帳の取扱いは、以下の通りとします。</p> <p>[1] 三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指定口座に登録し、「Eco通知（インターネット通知）」契約を締結します（通帳は発行しません）。</p> <p>[2] [1]に該当しない場合、または当行が個</p>

	<p>別に認める場合は通帳を発行します。</p> <p>(4) 「外貨・非居住者円預金お取引照合表」を当行が個別に認め郵送でお受け取りの場合は、別に交付する「外貨預金取引明細帳」に綴じ込んで保管してください。</p> <p>5. 預金口座への受入れ … (後略)</p>
--	---

➤ 「投資信託総合取引規定」の主な改定内容

改定前	改定後 (改定箇所を下線を引いています)
<p>5.取引開始の手順</p> <p>(2) 新たにこの取引を開始するときは、投資家は<u>この取引に使用する印章を届け出てください。</u></p> <p>(3) 新たにこの取引を開始するときには、投資家は<u>この取引にかかる金銭の決済を行うための指定預金口座をあらかじめ開設してください。</u></p> <p>(4) 前記(1)の投資信託総合取引申込書に記入された氏名・名称、住所、共通番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名・名称、住所、共通番号、指定預金口座とします。</p>	<p>5.取引開始の手順</p> <p>(2) 新たにこの取引を開始するときには、投資家は<u>この取引にかかる金銭の決済を行うための指定預金口座をあらかじめ開設してください。</u></p> <p>(3) <u>前記(1)の投資信託総合取引申込書に記入された氏名・名称、住所、共通番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)、指定預金口座等をもって、この取引についての氏名・名称、住所、共通番号、指定預金口座とします。</u></p> <p>(4) <u>個人のお客さまの場合、手続上の事由または当行が個別に認める場合を除き、開設する投信口座と同一支店に届出済の共通印鑑をこの取引に使用する印鑑とします。共通印鑑の届出がない場合は、指定預金口座の届出印を、この取引に使用する印鑑とします。なお、指定預金口座が印鑑レス口座であった場合、開設する投信口座も印鑑レス口座となります。</u></p> <p>(5) <u>三菱UFJダイレクトを契約している個人の場合、開設する口座を三菱UFJダイレクトのサービス指定口座に登録し、当行が個別に認める場合を除き「Eco通知(インターネット通知)」契約を締結します。</u></p>
<p>7.指定預金口座</p> <p>(3) 指定預金口座は、邦貨建の預金口座を指定してください。ただし、投資家が外貨建投資信託を設定するときは、邦貨建の指定預金口座に加えて当該外貨建の指定</p>	<p>7.指定預金口座</p> <p>(3) 指定預金口座は、<u>円貨建の預金口座(個人のお客さまの場合は普通預金口座)</u>を指定してください。ただし、投資家が外貨建投資信託を設定するときは、円貨建の指定預</p>

預金口座を指定してください。	金口座に加えて当該外貨建の指定預金口座（個人のお客さまの場合は普通預金口座）を指定してください。
----------------	--

➤ 「振替決済口座管理規定」、「地方債証券等振替決済口座管理規定」の主な改定内容

改定前	改定後 (改定箇所の下線を引いています)
<p>第2条（取引の要件）</p> <p>(2) この取引は、日本国内に住所または居所を有するお客さまが、次のすべての要件を満たす場合にかぎり、行うことができるものとします。…（中略）</p> <p>① …（中略）</p> <p>② この取引に係る金銭の決済を行うための指定口座が振替決済口座と同一支店に開設されていること。</p>	<p>第2条（取引の要件）</p> <p>(2) この取引は、日本国内に住所または居所を有するお客さまが、次のすべての要件を満たす場合にかぎり、行うことができるものとします。…（中略）</p> <p>① …（中略）</p> <p>② この取引に係る金銭の決済を行うための<u>預金口座</u>が振替決済口座と同一支店に開設されていること。</p> <p>③ <u>振替国債（地方債証券等）の元金又は利子の支払いを受けるための預金口座（以下、指定預金口座）がこの口座と同一支店に開設されていること。なお、個人のお客さまの場合、指定預金口座は円貨の普通預金口座であること。</u></p>
<p>第4章（振替決済口座の開設）</p> <p>(6) …（後略）</p>	<p>第4章（振替決済口座の開設）</p> <p>(6) …（中略）</p> <p>(7) <u>個人のお客さまの場合、<u>手続上の事由または当行が個別に認める場合を除き、開設する口座と同一支店に届出済の共通印鑑をこの口座に使用する印鑑とします。共通印鑑の届出がない場合は、指定預金口座の届出印を共通印鑑とし、この口座に使用する印鑑とします。なお、指定預金口座が印鑑レス口座であった場合、この口座も印鑑レス口座となります。</u></u></p>

以上